



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名	株式会社 南都銀行
代表者名	取締役頭取 石田 諭 (コード番号 8367 東証プライム市場)
問合せ先	執行役員経営企画部長 小柳 雅則 (TEL. 0742-27-1552)

従業員向け「株式報酬制度」の導入に関するお知らせ

当行は、本日、当行ならびに当行グループ会社（以下、「対象会社」という。）の従業員（以下、「従業員」という。）を対象とした、「株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）の導入ならびに期間、取得株式の総額等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

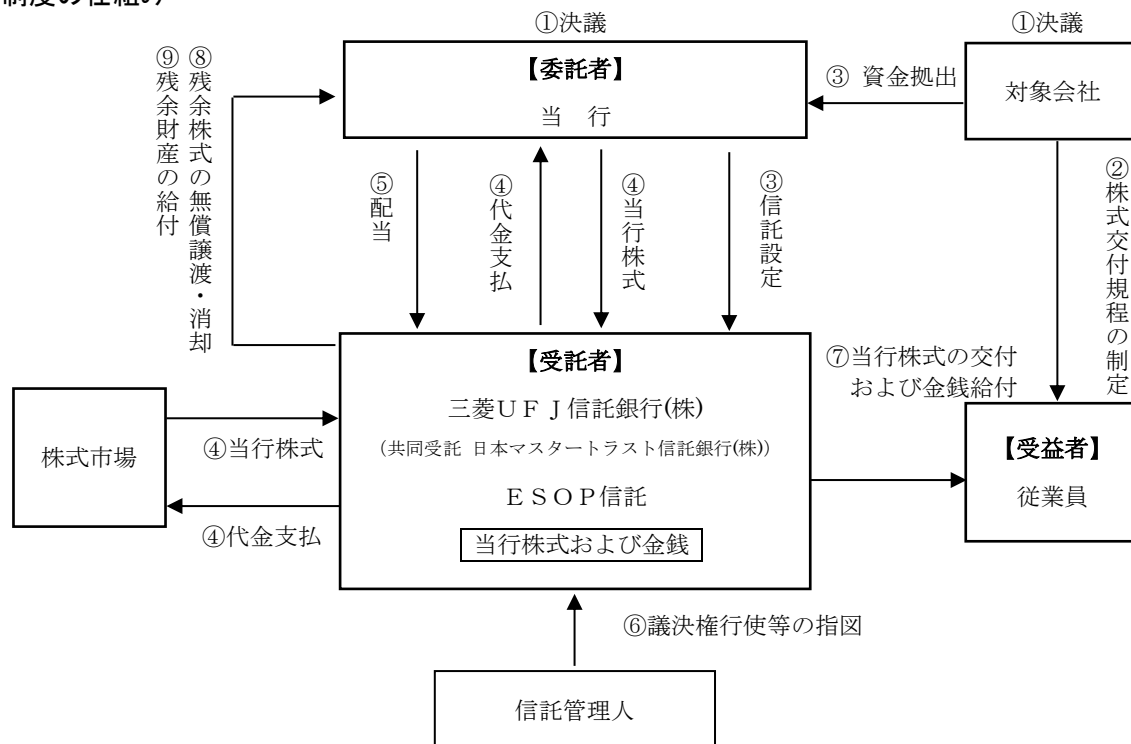
- (1) 当行グループは、2020 年にスタートさせた経営計画「なんとミッションと 10 年後に目指すゴール」を実現し当行グループの一層の企業価値向上を図るため、2025 年 4 月から 3 年間の中期経営計画「人財の力で地域の活力を創造する」を策定しています。

本中期経営計画における軸の一つに「自ら考え行動し地域の課題を解決する人財の創出」を掲げ、当行グループ従業員の成長機会整備や人財の多様化に取り組むなか、株主の皆さまと利害を共有することで、業績や株価向上に対する従業員の意識を一層高め、地域の発展と企業価値向上への貢献意欲を向上させることを目的とした「人的資本投資」の一環として、本制度を導入します。

- (2) 本制度では、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当行株式を、予め定める株式交付規程に基づき、従業員に交付するものです。

- (3) 本制度の導入により、従業員は当行株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み



- ① 当行及び各対象会社は、E S O P信託の導入に関して必要な決議を行います。
- ② 当行および各対象会社は、対象会社ごとに本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当行および各対象会社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ④ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当行株式を、株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ E S O P信託内の当行株式に対しても、他の当行株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ E S O P信託内の当行株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑦ 信託期間中、株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員は、職位および業績等に応じて一定のポイント付与を受けたうえで、当該ポイント数に応じて当行株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとしてE S O P信託を継続利用することができます。E S O P信託を継続せず終了する場合は、当行に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じたE S O P信託内の当行株式にかかる配当金の残余は、E S O P信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりE S O P信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、E S O P信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P信託に追加で金銭を信託することがあります。

●信託契約の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当行 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 従業員のうち、受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当行と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2025年5月30日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2025年5月30日～2028年8月31日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2025年5月30日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、
当行株式の議決権を行使いたします。 |
| (11) 取得株式の種類 | 当行普通株式 |
| (12) 取得株式の総額 | 954,200,000円 |
| (13) 株式の取得方法 | 当行自己株式の処分により取得 |

以上